

令和4年12月15日
(第7回定例会)

美瑛町議会議案

議 案 目 次

議案第 1 号	美瑛町自治基本条例の制定について	-----	1～ 13
議案第 2 号	美瑛町まちづくり総合計画の策定と運用に関する条例の制定について	-----	14～ 16
議案第 3 号	美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	-----	17～ 20
議案第 4 号	美瑛町職員の降給に関する条例の制定について	-----	21～ 22
議案第 5 号	美瑛町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	-----	23～ 24
議案第 6 号	美瑛町持続可能な観光目的地実現条例の制定について	-----	25～ 28
議案第 7 号	美瑛町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について	-----	29～ 31
議案第 8 号	美瑛町水力発電事業の設置等に関する条例の制定について	-----	32～ 34
議案第 9 号	美瑛町水力発電事業会計基金条例の制定について	-----	35～ 36
議案第 10 号	美瑛町職員定数条例の一部改正について	-----	37
議案第 11 号	美瑛町職員の定年等に関する条例の一部改正について	-----	38～ 52
議案第 12 号	美瑛町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について	-----	53～ 54
議案第 13 号	美瑛町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について	-----	55
議案第 14 号	美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	-----	56～ 57
議案第 15 号	美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	-----	58～ 59

議案第 16 号	美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について	----	60～ 67
議案第 17 号	美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	----	68
議案第 18 号	令和 4 年度美瑛町一般会計補正予算（第 7 号）について	----	69～ 92
議案第 19 号	令和 4 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第 2 号）について	----	93～ 98
議案第 20 号	令和 4 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について	----	99～104
議案第 21 号	令和 4 年度美瑛町水道事業会計補正予算（第 5 号）について	----	105～106
議案第 22 号	連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に ついて	----	107～109
議案第 23 号	町道路線の変更について	----	110
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	----	111
報告第 1 号	専決処分について	----	112

議案第1号

美瑛町自治基本条例の制定について

美瑛町自治基本条例を次のとおり制定する。

令和4年12月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町自治基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 情報共有（第6条～第12条）
- 第3章 町民参加（第13条～第18条）
- 第4章 住民投票（第19条・第20条）
- 第5章 町民（第21条～第24条）
- 第6章 協働・コミュニティ（第25条～第28条）
- 第7章 議会（第29条～第33条）
- 第8章 行政（第34条～第36条）
- 第9章 行政運営（第37条～第44条）
- 第10章 連携・協力（第45条～第47条）
- 第11章 条例の見直し等（第48条・第49条）
- 第12章 雑則（第50条）

附則

前文

私たちのまち美瑛町は、十勝岳連峰を背景に、どこまでも波のように続く丘

丘陵地帯が広がり、農業の営みと自然との共生が創り出す美しい景観が多くの人に愛されているまちです。

今日の美瑛町は、開拓以来、十勝岳の噴火、水害、冷害、丘陵地における農業の困難さといった多くの苦難と試練を乗り越え、まちの発展に尽くされた多くの先人により築き上げられたものです。

私たちは、先人が築いてきた地域資源や精神を次世代を担う子どもたちに引き継ぎ、新しい時代に対応できる持続可能なまちづくりを進めていかなければなりません。

そのためには、町民一人一人が主体となって積極的にまちづくりへ参加するとともに、町民、議会及び行政がそれぞれの役割を認識し、一体となって地域課題の解決に取り組む必要があります。

私たちは、「住み良いまち美瑛」の実現を目指し、町民、議会及び行政が町民主体の自治を確立するための基本となる美瑛町自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、美瑛町の自治に関する基本理念と基本原則を定め、町民の権利及び役割並びに議会及び行政の責務を明らかにするとともに、議会、行政及び地域社会の自治の推進に関する基本的事項と仕組みを定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する者（以下「住民」といいます。）、町内で働く者、町内で学ぶ者及び事業者をいいます。
- (2) 事業者 町内で事業活動その他の活動を行う団体又は個人をいいます。
- (3) 行政 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 町政 議会と行政が担う自治の活動をいいます。
- (5) コミュニティ 町内会等の地縁組織及びまちづくりに関して町民が主体性をもって組織し、活動する団体等をいいます。

(基本理念)

第3条 町民、議会及び行政は、美瑛町町民憲章の精神を尊重するとともに、町民が誇れる住み良いまちの実現を図ることを基本理念とし、町民主体の自治を推進します。

(基本原則)

第4条 町民、議会及び行政は、次の各号に掲げる基本原則に基づき、美瑛町の自治を推進するものとします。

- (1) 町民主体の原則 町民は、自治の主体であり、その自治の一部を議会及び行政に信託します。
- (2) 情報共有の原則 町民、議会及び行政は、町政に関する情報を共有します。
- (3) 町民参加の原則 町政及び地域社会の自治は、町民参加の下に行われることを基本とします。
- (4) 協働の原則 町民、議会及び行政は、協働して地域課題の解決を図ります。
- (5) 多様性尊重の原則 町民、議会及び行政は、年齢、性別、国籍、障がいの有無、その他多様性を尊重します。

(条例の位置づけ)

第5条 この条例は、美瑛町の自治の基本を定めるものであり、町民、議会及び行政は、この条例を最大限に尊重します。

第2章 情報共有

(情報の共有)

第6条 町民、議会及び行政は、情報の共有が町民主体の自治の実現の基本であることを認識するとともに、互いに町政に関する情報を伝え合い、共有します。

(情報の提供)

第7条 議会及び行政は、開かれた町政を推進するため、町政に関する情報を適切な時期に適切な方法で分かりやすく町民に提供します。

(説明責任)

第8条 行政は、公正で開かれた町政を推進するため、町民から説明を求めら

れた場合には、町の政策及び施策の企画、立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等を町民に分かりやすく説明します。

(情報公開)

第9条 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利を有します。

2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、美瑛町情報公開条例（平成15年美瑛町条例第2号）の規定により、情報を公開します。

(個人情報保護)

第10条 議会は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、美瑛町議会の個人情報の保護に関する条例（令和〇年美瑛町条例第〇号）の規定により、適切な保護を図ります。

2 行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。）の規定により、適切な保護を図ります。

(町民の意見等)

第11条 議会及び行政は、町民の意見、提言及び要望に対し、迅速かつ誠実に対処するとともに、町政への反映に努めます。

2 議会及び行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を町民に公表します。ただし、規則で定める場合は除きます。

(1) 意見等の内容

(2) 意見等の検討結果及びその理由

3 議会及び行政は、提出された意見等の検討経過について記録し、適切に管理します。

(会議の公開)

第12条 議会は、本会議を原則公開し、委員会その他の会議を美瑛町議会委員会条例（昭和62年美瑛町条例第2号）、美瑛町議会会議規則（昭和62年美瑛町議会規則第1号）及び別に定めるところにより公開します。

2 行政は、附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」といいます。）の会議を町民に公開します。

3 議会及び行政は、前2項で規定する会議を公開することが適当でないを認

められるときは、非公開とすることができます。

第3章 町民参加

(町民参加の基本)

第13条 町民は、美瑛町の自治の主体であるという基本原則に基づき、町政に参加することを基本とします。

- 2 議会及び行政は、広く町民の意見等を求め、町政に町民の意思を反映することを基本とします。
- 3 議会及び行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障します。
- 4 議会及び行政は、町民が町政への参加又は不参加を理由として不利益を受けないよう配慮します。
- 5 議会及び行政は、満18歳未満の者(以下「子ども」といいます。)に対し、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町政に参加する機会を確保します。

(町民参加の対象)

第14条 行政は、次の各号に掲げる事項を実施するときは、町民参加を求めます。

- (1) 美瑛町まちづくり総合計画(以下「総合計画」といいます。)の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画の策定又は見直し
- (2) 政策に関する基本方針の制定並びに町民の権利及び役割に関する条例の制定、改正又は廃止
- (3) 広く町民が利用する町の施設の新設、改良又は廃止の決定
- (4) 広く町民が利用する町の施設の利用方法の決定
- (5) 事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための外部評価の実施
- (6) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定
- (7) 前各号のほか、町民参加が望ましいと思われる事項

2 行政は、軽微な事項、法令の規定による事項、緊急その他やむを得ない理由がある事項、又は別に規則に定めるところにより、町民参加を求めることが困難若しくは不適當である事項については、町民参加を求めないことができます。

(町民参加の方法)

第15条 行政は、前条第1項に規定する各号の事項を実施するときは、次の

各号のいずれか又は複数の方法により、適切な時期に町民参加を求めます。

- (1) 審議会等の会議の開催
- (2) 意見交換会の開催
- (3) 町民コメント制度（パブリックコメント）の実施
- (4) アンケート調査の実施
- (5) その他適切な方法
（提出された意見等の取扱い）

第16条 行政は、前条に規定する町民参加の方法によって寄せられた意見等を総合的に検討します。

2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかにかつ多様な方法を用いて次の各号の事項を町民に公表します。ただし、個人情報保護法の規定により公表することが適当でないとき認められるときは、この限りではありません。

- (1) 意見等の内容
- (2) 意見等の検討結果及びその理由
（審議会等の委員の選任）

第17条 行政は、行政運営に公平で、かつ、広く町民の意見等が反映されるよう、規則で定める場合を除き、次の各号に掲げる事項に配慮し審議会等の委員を選任します。

- (1) 定数の一部に公募による委員を含めます。
- (2) 委員の年齢、性別等の均衡を図ります。
- (3) 他の審議会等との重複を必要最小限にします。
（美瑛町まちづくり委員会の設置）

第18条 町長は、まちづくりへの町民参加を推進するため、美瑛町まちづくり委員会を設置します。

2 美瑛町まちづくり委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第4章 住民投票

（住民投票）

第19条 町長は、町政に関わる重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要があるときは、別に条例を定め、住民投票を実施することができま

す。

2 住民投票に参加できる者の資格及びその他住民投票の実施に必要な事項並びに住民投票が成立する要件は、前項に定める条例に規定します。

3 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

(住民投票の請求等)

第20条 議会の議員及び町長の選挙権を有する住民は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票条例の制定を町長に請求することができます。

2 議会の議員は、法の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票条例の制定を議会に発議することができます。

第5章 町民

(町民の権利)

第21条 町民は、町政に関する情報について知る権利を有します。

2 町民は、町政に参加する権利を有します。

3 町民は、行政サービスを受ける権利を有します。

(町民の役割)

第22条 町民は、自治の主体であることを認識し、自治を推進するために、主体的かつ積極的に町政へ参加することに努めます。

2 町民は、町政へ参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つよう努めます。

3 町民は、行政サービスを受けるために、応分の負担を負うものとします。

(子どもの権利)

第23条 子どもは、より良い環境の中で健やかに育つ権利を有します。

2 子どもは、地域社会の一員として、町政に参加する権利を有します。

3 町民、議会及び行政は、子どもの権利が保障されるよう必要な支援を行います。

(事業者の役割)

第24条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的役割を認識し、互いに調和を図り、まちの発展のために寄与するよう努めます。

第6章 協働・コミュニティ

(協働)

第25条 町民、議会及び行政は、地域課題の解決を図るため、協働の推進に努めます。

2 行政は、町民との協働による自治を推進するために、必要な支援を行うよう努めます。

(コミュニティの役割)

第26条 コミュニティは、地域社会において自らできることを考え、行動し、地域課題の解決に向けて取り組むよう努めます。

2 コミュニティは、多くの町民が参加しやすい環境づくりに努めます。

3 コミュニティは、相互の連携を積極的に図るとともに、議会及び行政と協働し、活動の充実に努めます。

(町民とコミュニティ)

第27条 町民は、自由にコミュニティを形成し、活動することができます。

2 町民は、コミュニティの役割を尊重し、コミュニティを守り、育てるよう努めます。

(行政とコミュニティ)

第28条 行政は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、コミュニティ活動を促進するため必要な支援を行うよう努めます。

第7章 議会

(議会の役割)

第29条 議会は、選挙で選ばれた住民の代表機関として、町的意思を決定します。

2 議会は、言論の府であること及び合議制の機関であることを基本とし、会議における自由な討議を尊重しなければなりません。

3 議会は、議決による意思決定の過程及び妥当性を町民に分かりやすく説明しなければなりません。

(議会の権限)

第30条 議会は、条例、予算、決算、財産及び政策執行等に関わる意思決定を行います。

2 議会は、行政の事務に関する検査、監査請求及び調査等の監視の権限を有します。

(議会の責務)

第31条 議会は、この条例の基本理念にのっとり、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し、活動する責務を有します。

2 議会は、町民の意見を丁寧に聴き、議会運営について町民に説明する責務を有します。

(議員の責務)

第32条 議員は、この条例の基本理念にのっとり、町民の信託に対する自らの責任を果たさなければなりません。

2 議員は、住民から選ばれた公職者として、常に町民意思の的確な把握及び自己研鑽を図るとともに、政策提言の充実に努めなければなりません。

3 議員は、高い倫理観の下、誠実にその職務を行い、自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。

(町民との情報共有と町民参加)

第33条 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映します。

2 議会は、町民からの請願及び陳情を政策提案と位置づけ、その審議において必要な場合は、これらの提案者の意見を聴く機会を設けます。

3 議会は、町民との意見交換の場を設け、これにより政策提案を行うよう努めます。

4 議会は、広報紙の発行及びインターネットによる議会中継の実施等により議会及び議員活動の情報提供の充実に図り、議会における意思決定の過程及びその結果に関する情報を町民に提供します。

第8章 行政

(町長の責務)

第34条 町長は、この条例の基本理念にのっとり、町民の信託に応え、公正かつ誠実に行政運営を行わなければなりません。

2 町長は、職員を適切に指揮監督し、町民の意向や政策課題に的確に対応で

きる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織体制を整備しなければなりません。

3 町長は、中長期的な視点に立ち、常に経営感覚を持ち、健全な自治体運営に努めなければなりません。

4 町長は、町民との意見交換の場を設けなければなりません。

(行政の責務)

第35条 行政は、この条例の基本理念にのっとり、町民及び議会と連携及び協力して事業を執行することを基本とします。

2 行政は、条例、予算その他の議会の議決並びに法令等に基づく事務及び事業を、誠実に管理し、公正に執行しなければなりません。

3 行政は、広く町民の意思を反映した行政運営を行うため、情報共有と町民参加を進め、連携及び協力して事務及び事業を執行しなければなりません。

4 行政は、事務及び事業を効果的かつ効率的に執行し、町民の満足度を高める行政運営に努めなければなりません。

(職員の責務)

第36条 職員は、この条例の基本理念にのっとり、町民の視点に立ち、高い倫理観の下、公正かつ誠実に職務を遂行し、町民との信頼関係を構築しなければなりません。

2 職員は、町民の意向や政策課題に的確に対応するため、自ら政策形成能力の向上に努めなければなりません。

3 職員は、互いに横断的な連携を密にするとともに、積極的に町民と連携して職務を遂行しなければなりません。

第9章 行政運営

(総合計画)

第37条 行政は、美瑛町の目指す将来の姿と取り組むべき政策及び施策を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定します。

2 総合計画に関して必要な事項は、美瑛町まちづくり総合計画の策定と運用に関する条例（令和〇年美瑛町条例第〇号）で定めます。

(まちづくり評価)

第38条 行政は、行政運営を進めるに当たり、適正な評価（以下「まちづく

り評価」といいます。)を行うとともに、その結果が町政に反映するよう努めます。

(評価の公表)

第39条 行政は、まちづくり評価の結果を町民に公表します。

2 前項の結果の公表は、政策及び事業等の目標や成果を、適切な時期に、町民に分かりやすく示します。

(財政運営)

第40条 行政は、総合計画及びまちづくり評価を踏まえ、中長期的な視点の下に美瑛町財政運営計画を策定します。

2 行政は、美瑛町財政運営計画に基づく予算の編成及び執行を行い、健全な財政運営を行います。

3 行政は、予算、決算及び財政状況等について分かりやすい資料を作成の上、町民に公表します。

(行政手続)

第41条 行政は、町民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにし、公正の確保と透明性の向上を図ります。

2 行政手続に関して必要な事項は、美瑛町行政手続条例（平成9年美瑛町条例第1号）で定めます。

(政策法務)

第42条 行政は、すべての職員の法務能力の向上に努めるとともに、法令の解釈に当たっては、調査研究を重ね、自主的かつ適正な運用に努めます。

2 行政は、自主的で質の高い行政運営を行うため、法務に関する体制を充実し、条例等の整備を積極的に行います。

(危機管理)

第43条 行政は、災害や事故などから町民の身体、生命及び財産を守り、町民が安全で安心して暮らせるよう危機管理体制を整備します。

2 行政は、町民及び関係機関と協力し、連携を図り、災害や事故などに備えます。

3 前2項に規定する危機管理に関し必要な事項は、別に定めます。

(出資法人)

第44条 行政は、法第221条第3項の法人(以下「出資法人」といいます。)

に関し、町からの出資、補助及び経営状況等について、毎事業年度、町民に公表します。

2 行政は、出資法人に対し、その運営が出資の目的に適合していること、適正であること及び町民の利益となることについて、指導及び監督します。

第10章 連携・協力

(町外の人々との連携及び協力)

第45条 町民、議会及び行政は、住みよい豊かなまちをつくるため、社会、経済、農業、観光、環境等様々な分野において、町外の人々との連携及び協力を図ります。

2 町民、議会及び行政は、国際的な視点で物事を考えることの重要性を認識し、積極的に国際社会との交流を図るとともに、そこから得られた知恵や情報をまちづくりにいかすよう努めます。

(国及び北海道との連携及び協力)

第46条 町は、国及び北海道と互いの役割分担を明確にし、効率的な行政運営や課題の解決のため、連携及び協力を図ります。

(他の市町村等との連携及び協力)

第47条 議会及び行政は、共通する広域的な課題を解決するため、他の市町村等との連携及び協力を図ります。

第11章 条例の見直し等

(条例等の見直し)

第48条 町長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、美瑛町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討するものとします。

2 町長は、前項に規定する検討に当たっては、次条に定める美瑛町自治推進委員会に必要な意見を求めるものとします。

3 町長は、前2項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく事項を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。

(美瑛町自治推進委員会の設置)

第49条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として美瑛町自治推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。

2 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第12章 雑則

（施行規定）

第50条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行します。

（住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例の廃止）

2 住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例（平成15年美瑛町条例第4号）は廃止します。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例第20条の規定により設置されている美瑛町まちづくり委員会は、第18条第1項の規定により設置されたまちづくり委員会とみなします。

議案第2号

美瑛町まちづくり総合計画の策定と運用に関する条例の制定について

美瑛町まちづくり総合計画の策定と運用に関する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町まちづくり総合計画の策定と運用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、美瑛町まちづくり総合計画（以下「総合計画」という。）の策定と運用に関する基本的な事項を定めることにより、町が進める政策、施策（以下「政策等」という。）の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

(総合計画の位置づけ)

第2条 総合計画は、町政における最上位の計画であり、町が進める政策等は総合計画に根拠を置くものとする。

(総合計画の体裁等)

第3条 総合計画は、町民が容易に理解できるものとするため、政策等を分かりやすく体系化する。

2 総合計画は、町民が簡便な方法で入手できるものとする。

(総合計画の構成)

第4条 総合計画は、計画期間を原則10年とする基本構想及び基本計画により構成する。

(基本構想)

第5条 基本構想は、町政運営の基本理念と基本的な政策の方向性を定めるほか、総合計画の推進に当たっての必要な事項により構成し、当該総合計画の運用の指針とする。

(基本計画)

第6条 基本計画は、基本構想に示した将来像、政策等に基づき、具体的な施策展開の方向と達成すべき施策目標を定めるものとする。

(まちづくり評価)

第7条 町は、美瑛町自治基本条例（令和〇年美瑛町条例第〇号）第38条に基づき、まちづくり評価を実施する。

(総合計画の策定手順)

第8条 町は、総合計画の策定に当たっては、その過程を明らかにするとともに、町民の意見を広く反映させる。

2 総合計画は、政策等の実効性の確保のため、美瑛町財政運営計画等との整合性に留意して策定する。

3 町長は、多様な方法で町民の参加を推進するとともに、職員の参加を踏まえて総合計画原案を作成し、美瑛町自治基本条例第18条第1項に規定する美瑛町まちづくり委員会（以下「委員会」という。）に諮問する。

4 委員会は、町長から諮問された総合計画原案について、町民の視点から慎重かつ活発な審議を行い、町長に答申する。

5 町長は、委員会からの答申を尊重して総合計画案を策定し、議会の議決を求める。

(総合計画の見直し)

第9条 町は、政策等の追加、変更又は廃止の必要が生じたときは、総合計画を見直すことができる。

2 前項の規定による見直しについては、前条の規定を準用する。

(各政策分野の基本的な計画)

第10条 各政策分野の基本的な計画の策定又は改定は、総合計画との関係を明らかにするとともに、十分な調整の下に行う。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている基本構想及び基本計画は、この条例の規定に基づき策定されたものとみなす。

議案第3号

美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定する。

令和4年12月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第4条 実施機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日

以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「28日以内」と、「同条第1項」とあるのは「美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和〇年美瑛町条例第〇号）第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

（開示請求に係る手数料等）

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

（訂正請求の手続）

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（利用停止請求の手続）

第7条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（救済の手続）

第8条 実施機関は、法第82条、法第93条若しくは法第101条の決定について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があった場合は、当該審査請求が明らかに不適法であるときを除き、速やかに美瑛町行政不服審査会条例（平成28年美瑛町条例第2号）第2条に規定する美瑛町行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(美瑛町個人情報保護条例の廃止)

第2条 美瑛町個人情報保護条例(平成15年美瑛町条例第3号)は、廃止する。

(美瑛町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次の各号に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の美瑛町個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第4条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第11条、第17条又は第20条の9の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)の開示(これに係る手数料を含む。)、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次の各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前にお

いて旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をおこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、町の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第4号

美瑛町職員の降給に関する条例の制定について

美瑛町職員の降給に関する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町職員の降給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員（美瑛町職員の給与に関する条例（昭和37年美瑛町条例第17号。以下「給与条例」という。）第3条の給料表（以下「給料表」という。）のうちいずれかの給料表の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の意に反する降給に関し必要な事項を規定することを目的とする。

(降給の事由)

第2条 降給は、地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

(通知書の交付)

第3条 任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定年延長に伴う給与に関する経過措置)

- 2 給与条例附則第4項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、第2条中「とする」とあるのは、「及び給与条例附則第4項の規定による降給とする」とする。

(降給に関する通知の経過措置)

- 3 第3条の規定は、給与条例附則第4項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(地方公営企業の職員に関する経過措置)

- 4 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員の降給については、この条例の規定を準用する。

議案第5号

美瑛町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

美瑛町職員の高齢者部分休業に関する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、美瑛町職員の給与に関する条例（昭和37年美瑛町条例第17号）第12条の規定にかかわらず、その勤務をしない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第4条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和57年北海道市町

村職員退職手当組合条例第2号)の規定により計算する在職期間から除算する。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第6条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る部分休業時間の延長を承認することができる。

(施行規定)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第6号

美瑛町持続可能な観光目的地実現条例の制定について

美瑛町持続可能な観光目的地実現条例を次のとおり制定する。

令和4年12月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町持続可能な観光目的地実現条例

(前文)

美瑛町は、雄大な十勝岳連峰の山々を望み、四季折々の彩り豊かな自然景観と良質な温泉、開拓によって切り拓かれた美しい農業景観とおいしい食材等の恵まれた資源を活用し、観光目的地として多くの人々に親しまれてきました。

これら資源は、言うまでもなく美瑛町に住む私たちのかけがえのない財産です。そして、まちを訪れる方々にとっても大切な財産であってほしいと願っています。

この財産を守り、育てていくためには、農業と観光の連携や魅力ある観光目的地としての磨き上げに取り組む必要があります。

私たちは、このような認識の下、町を訪れる方々とともに、町、町民、観光事業者が一体となって相互に協力し、より美しいまちの姿を次世代に引き継ぐためにこの条例を制定します。

「みんなの美瑛町」であり続けるために。

(目的)

第1条 この条例は、町、町民、観光事業者及び訪問者が相互に協力し、持続可能な観光目的地の実現に向けた取組を推進することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め

るとおりとします。

- (1) 町民 町内に居住する者をいいます。
- (2) 観光事業者 町内で観光に関わる事業活動を行う個人、法人及び団体をいいます。
- (3) 訪問者 観光目的等で町内に一時的に滞在する者をいいます。

(基本理念)

第3条 町は、町、町民、観光事業者及び訪問者の適切な役割分担と相互の協力のもと、次の各号に掲げる事項を推進することにより、持続可能な観光目的地の実現を目指します。

- (1) 豊かな地域資源と景観の保全及び活用を通じた癒し、楽しみ、喜びを感じることができる魅力ある観光まちづくり
- (2) 町民の生活と経済活動等との調和がとれた観光まちづくり
- (3) 人と人とのつながりや交流、様々な体験を通じた地域社会とふれあいのある観光まちづくり

(町の責務と役割)

第4条 町は、前条の基本理念にのっとり、必要な施策を総合的に講ずる責務を有します。

2 町は、持続可能な観光目的地の実現に向けた意識の啓発と観光の質を高めるための人材育成に努めます。

(町民、観光事業者及び訪問者の役割)

第5条 町民、観光事業者及び訪問者は、第3条の基本理念にのっとり、それぞれ次の各号に掲げる役割を担うものとします。

- (1) 町民は、観光の意義に対する理解及び関心を深め、魅力ある観光目的地の実現に積極的な役割を果たすよう努めます。
- (2) 観光事業者は、事業活動を通じて町民、訪問者に快適なサービス及び環境を提供するとともに、従業員に対する意識の啓発と魅力ある観光目的地の実現に積極的な役割を果たすよう努めます。
- (3) 訪問者は、町が実施する観光目的地としての地域資源の保全活動等に協力するよう努めます。

(美瑛町観光マスタープランの策定)

第6条 町長は、持続可能な観光目的地の実現に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、美瑛町観光マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）を策定します。

2 マスタープランは、持続可能な観光目的地の実現に向けた町の方針、目標並びに町民、観光事業者及び訪問者の行動の指針について定めます。

3 町長は、マスタープランの策定に当たって、あらかじめ町民等の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとします。

4 町長は、マスタープランを策定したときは、速やかにこれを公表します。

5 前2項の規定は、マスタープランの変更について準用します。

（迷惑な行為等の禁止）

第7条 何人も、良好な景観に損害を及ぼすおそれのある行為及び生活環境の保全に支障をきたすおそれのある行為をし、又はさせてはなりません。

2 何人も、他人の私有地に無断で立入りをしてはなりません。

（立入制限区域の指定）

第8条 町長は、前条の行為が認められるときは、期間を定めて立入制限区域を指定することができます。

2 町長は、立入制限区域を指定しようとするときは、あらかじめ土地所有者、管理者その他の許可の権限を有する者等の意見を聴くものとします。

3 町長は、必要があると認めたときは、指定した立入制限区域を変更し、又は立入制限区域の指定を解除することができます。

（標識の設置）

第9条 町長は、前条の指定をしたときは、当該区域内にその旨を表示した標識を設置することができます。

（推進体制の整備）

第10条 町長は、国、他の地方公共団体、観光協会、DMO、観光事業者及びその他の関係団体等と連携、協働して、持続可能な観光目的地の実現に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図るための体制を整備するものとします。

（施策の検証）

第11条 町長は、持続可能な観光目的地の実現に向けた施策の実施状況を検

証するとともに、その検証結果を施策に適切に反映させるよう努めます。

(財政上の措置)

第12条 町長は、持続可能な観光目的地の実現に向けた施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

(施行規定)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されているマスタープランは、この条例の規定に基づき策定されたものとみなします。

議案第7号

美瑛町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について

美瑛町公共下水道事業の設置等に関する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町公共下水道事業の設置等に関する条例

(公共下水道事業の設置)

第1条 町の健全な発展及び公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業を設置する。

(地方公営企業法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）

第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、公共下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 公共下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 公共下水道事業の排水区域及び計画人口は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定めるものとする。

3 処理施設の名称及び位置は次のとおりとする。

(1) 名称 美瑛下水処理場

(2) 位置 美瑛町大町4丁目

(利益の処分等)

第4条 公共下水道事業は、法第32条第2項の規定に基づき、毎事業年度利

益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額があるときは、その残額の20分の1を下らない金額を減債積立金として積み立て、残余の額を利益積立金又は建設改良積立金にそれぞれ積み立てることができる。

2 前項に規定する積立金は、それぞれ次の各号に掲げる目的のため積み立てるものとして、当該各号の目的以外の用途には使用することができない。

(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

(2) 利益積立金 欠損金をうめる目的

(3) 建設改良積立金 建設改良事業に充てる目的

3 前項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

(資本剰余金の処分)

第5条 毎事業年度生じた資本剰余金は、法第32条第3項の規定に基づき、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない公共下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 公共下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の

価額が10万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。

(会計事務の処理)

第9条 法第34条の2ただし書の規定により、公共下水道事業の出納その他の会計事務のうち次の各号に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納又は支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(業務状況説明書類の作成)

第10条 町長は、公共下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、公共下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(美瑛町公共下水道設置条例の廃止)

2 美瑛町公共下水道設置条例(昭和51年美瑛町条例第24号)は、廃止する。

議案第8号

美瑛町水力発電事業の設置等に関する条例の制定について

美瑛町水力発電事業の設置等に関する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町水力発電事業の設置等に関する条例

(水力発電事業の設置)

第1条 しろがねダムのかんがい用水を利用して発電を行い、売電することにより、土地改良施設等の維持管理に寄与するため水力発電事業を設置する。

(地方公営企業法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）

第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、水力発電事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 水力発電事業は、常に企業の経済性を発揮するように運営されなければならない。

2 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 しろがねダム管理用水力発電所

(2) 位置 美瑛町字白金

(利益の処分等)

第4条 水力発電事業は、法第32条第2項の規定に基づき、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額があるときは、欠損調整積立金と

して積み立て、残余の額を災害準備積立金又は建設改良積立金にそれぞれ積み立てることができる。

2 前項に規定する積立金は、それぞれ次の各号に掲げる目的のため積み立てるものとして、当該各号の目的以外の用途には使用することができない。

- (1) 欠損調整積立金 欠損金をうめる目的
- (2) 災害準備積立金 災害による不時の経費に充てる目的
- (3) 建設改良積立金 建設改良事業に充てる目的

(資本剰余金の処分)

第5条 毎事業年度生じた資本剰余金は、法第32条第3項の規定に基づき、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水力発電事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により水力発電事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 水力発電事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が10万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。

(会計事務の処理)

第9条 法第34条の2ただし書の規定により、水力発電事業の出納その他の

会計事務のうち次の各号に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納又は支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(業務状況説明書類の作成)

第10条 町長は、水力発電事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、水力発電事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第9号

美瑛町水力発電事業会計基金条例の制定について

美瑛町水力発電事業会計基金条例を次のとおり制定する。

令和4年12月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町水力発電事業会計基金条例

(設置)

第1条 水力発電事業に必要な経費の財源に充てるため、美瑛町水力発電事業会計基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金に積み立てる額は、水力発電事業会計予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、水力発電事業会計予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 町長は、第1条の目的のために基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(美瑛町水力発電事業特別会計基金条例の廃止)

2 美瑛町水力発電事業特別会計基金条例（平成15年美瑛町条例第8号）は廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の美瑛町水力発電事業特別会計基金条例により積み立てられた基金については、この条例の規定により積み立てられた基金とみなす。

議案第10号

美瑛町職員定数条例の一部改正について

美瑛町職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町職員定数条例の一部を改正する条例

美瑛町職員定数条例（昭和25年美瑛町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員であって同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の美瑛町職員定数条例の規定を適用する。

議案第 11 号

美瑛町職員の定年等に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 12 月 15 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町職員の定年等に関する条例（昭和 59 年美瑛町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 定年制度（第 2 条～第 5 条）

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 6 条～第 11 条）

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第 12 条・第 13 条）

第 5 章 雑則（第 14 条）

附則

第 1 条中「号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3」を「第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 22 条の 5 第 1 項、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 28 条の 7」に改め、同条の前に次の章名を付する。

第 1 章 総則

第 1 条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を」を「当該職員を」に改め、同項各号列記以外の部分中「当該」の次に「定年退職日において従事している」を加え、同項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと。」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「よる欠員を容易に補充することができないとき」を「よる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと。」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「認めるときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなった」を「なくなっ

た」に、「その期限」を「当該期限」に、「て退職させることができる」を「るものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、美瑛町職員の給与に関する条例（昭和37年美瑛町条例第17号）第21条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職（美瑛町立病院において医療業務に従事する医師が占める職を除く。）とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等を行おうとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他

の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日

は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合

には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、規則で定める組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中

「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、美瑛町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和〇年美瑛町条例第〇〇号。次項において「令和〇年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、当該職員の定年は、年齢65年とする。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和〇年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第12条の規定は、公布の日から施行する。

(美瑛町職員の再任用に関する条例の廃止)

第2条 美瑛町職員の再任用に関する条例（平成13年美瑛町条例第2号）は、廃止する。

(勤務延長に関する経過措置)

第3条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の美瑛町職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の美瑛町職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇

任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第7条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定

年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（規則で定める組合をいう。以下次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第9条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第10条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）
- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。
 - 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第11条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降

任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第12条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、
年齢60年とする。

議案第12号

美瑛町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成16年美瑛町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 美瑛町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員であつて同法による改正後の地方公務員法

(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の美瑛町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定を適用する。

- 3 美瑛町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和〇年美瑛町条例第〇号)附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、美瑛町職員の定年等に関する条例(昭和59年美瑛町条例第1号)第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、新条例の規定を適用する。

議案第13号

美瑛町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する
条例

美瑛町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和37年美瑛町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額 $\frac{1}{10}$ の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

第3条第2項中「前項」を「前項前段」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第14号

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年美瑛町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「同法第28条の5第1項」を「法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第12条第1項第1号及び第17条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第3条を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から

第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

議案第15号

美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町職員の育児休業等に関する条例（平成4年美瑛町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 美瑛町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

- (3) 美瑛町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条の表第4条第9項の項を削り、同表第10条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の表中「第4条の2第1項」を「第4条第9項」に、「再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同条の表中「、第23条」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年

前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）を行う職員に対する美瑛町職員の給与に関する条例（昭和37年美瑛町条例第17号）附則第4項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

議案第16号

美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町職員の給与に関する条例（昭和37年美瑛町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項及び第5項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第9項を次のように改める。

9 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を次のように改める。

第4条の2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該職員の勤務時間

を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第9条第2項中「、その者」を「、当該職員」に改める。

第10条第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号本文中「以下」の次に「この号及び次号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第13条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「この条」を「この項」に改め、同条第3項及び第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第6項中「場合は」を「場合には」に改める。

第16条中「給料月額」を「給料の月額」に改める。

第18条の2第2項中「その者」を「当該職員」に改める。

第19条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

第24条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第8条」を「第4条第2項から第8項まで、第8条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

- 4 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最

初の4月1日（附則第6項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

5 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
- (2) 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の法第28条の2第3項に掲げる条例で別に定める職員に相当する職員のうち規則で定める職員
- (3) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (4) 法第28条の6第3項に規定する条例で別に定める職員のうち、規則で定める職員
- (5) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

6 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第8項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第4項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員

を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

7 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

8 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第4項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第6項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

9 附則第6項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第4項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

10 附則第4項から前項までに定めるもののほか、附則第4項の規定による給料月額、附則第6項の規定による給料その他附則第4項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100

」に

改める。

別表第2ア 医療職給料表（一）の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

再任用職 員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800
-----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円 188,700	円 215,300	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800

」

に、同表イ 医療職給料表（二）の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

再任用職 員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100
-----------	---------	---------	---------	---------	---------

」を

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円 235,100	円 255,400	円 262,600	円 272,800	円 289,100

」に

改める。

別表第3中「

3級	所長・係長・主査・主任の職務
4級	課長補佐・次長の職務 困難な業務を行う所長・係長・主査の職務

」を

「

3級	所長・係長・主査・主任の職務 専門的な知識又は豊富な職務経験を有する副主幹の職務
4級	課長補佐・次長の職務 困難な業務を行う所長・係長・主査の職務 高度な専門的な知識又は職務経験を有する主幹の職務

」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の美瑛町職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第4項から第10項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第3条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される美瑛町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1

項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年美瑛町条例第2号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される美瑛町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年美瑛町条例第2号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第19条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第20条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 新給与条例第4条第2項から第8項まで、第8条、第9条、第18条及び第18条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(その他の経過措置の規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

議案第17号

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和4年12月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年美瑛町
条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（経過措置）

- 1 1 第3条及び第18条の規定により定められた給料又は報酬を基に算出した勤務1時間当たりの額（フルタイム会計年度任用職員にあっては第16条第1項の規定により算出した額。パートタイム会計年度任用職員にあっては第26条第1項各号の規定により算出した額をいう。以下この条において同じ。）が、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する地域別最低賃金額（北海道に適用されるものをいう。）を下回る場合は、当該給料の額又は報酬の額のほか、その差額に相当する額を給料又は報酬として支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年10月2日から適用する。

議案第18号

令和4年度 美瑛町一般会計補正予算（第7号）について

令和4年度美瑛町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,355,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年12月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		4,940,000	103,802	5,043,802
	1 地方交付税	4,940,000	103,802	5,043,802
14 国庫支出金		1,184,422	112,643	1,297,065
	1 国庫負担金	357,569	62,500	420,069
	2 国庫補助金	805,923	49,583	855,506
	3 国庫委託金	20,930	560	21,490
15 道支出金		868,626	61,479	930,105
	1 道負担金	256,802	31,250	288,052
	2 道補助金	591,788	30,229	622,017
17 寄附金		58,560	64,691	123,251
	1 寄附金	58,560	64,691	123,251
18 繰入金		581,181	△4,920	576,261
	1 繰入金	581,181	△4,920	576,261
19 繰越金		269,415	5,505	274,920
	1 繰越金	269,415	5,505	274,920
20 諸収入		273,296	500	273,796
	5 雑入	155,444	500	155,944
21 町債		1,185,500	△231,700	953,800
	1 町債	1,185,500	△231,700	953,800
歳入合計		11,243,600	112,000	11,355,600

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,897,750	32,128	1,929,878
	1 総務管理費	1,838,016	31,865	1,869,881
	2 徴税費	20,418	△693	19,725
	3 戸籍住民登録費	20,234	378	20,612
	4 選挙費	16,751	578	17,329
3 民生費		1,292,852	131,171	1,424,023
	1 社会福祉費	798,202	129,585	927,787
	2 児童福祉費	494,650	1,586	496,236
4 衛生費		1,403,145	△239,412	1,163,733
	1 保健衛生費	1,119,395	△234,932	884,463
	2 清掃費	283,750	△4,480	279,270
6 農林水産業費		874,006	88,862	962,868
	1 農業費	536,335	84,190	620,525
	2 耕地費	236,410	3,410	239,820
	3 林業費	101,261	1,262	102,523
7 商工費		893,075	14,749	907,824
	1 商工費	611,838	13,235	625,073
	2 文化スポーツ振興費	281,237	1,514	282,751
8 土木費		1,544,611	1,934	1,546,545
	2 道路橋梁費	1,049,211	2,800	1,052,011
	5 住宅費	54,059	△866	53,193
9 消防費		364,704	△8,149	356,555
	1 消防費	364,704	△8,149	356,555
10 教育費		443,220	30,026	473,246
	1 教育総務費	242,213	3,669	245,882
	2 小学校費	106,544	14,941	121,485
	3 中学校費	58,495	11,349	69,844
	4 社会教育費	35,968	67	36,035
12 諸支出金		623,840	60,691	684,531
	1 普通財産取得費	91,714	60,691	152,405
歳 出	合 計	11,243,600	112,000	11,355,600

第 2 表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
過疎対策事業	596,200	証書借入 又は証券 発行	3.0% 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	364,500	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
火葬場建設事業	(234,300)				(0)			
(ソフト分) 学校給食支援事業	(41,800)				(44,400)			
合 計	1,185,500				953,800			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
10		地方交付税	4,940,000	103,802	5,043,802
	1	地方交付税	4,940,000	103,802	5,043,802
	1	地方交付税	4,940,000	103,802	5,043,802
14		国庫支出金	1,184,422	112,643	1,297,065
	1	国庫負担金	357,569	62,500	420,069
	1	民生費負担金	305,247	62,500	367,747
	2	国庫補助金	805,923	49,583	855,506
	1	総務費補助金	232,010	50,759	282,769
	2	民生費補助金	153,894	△4,086	149,808
	4	農林水産業費補助金	3,500	2,420	5,920
	6	教育費補助金	2,024	490	2,514
	3	国庫委託金	20,930	560	21,490
	1	総務費委託金	14,514	560	15,074
15		道支出金	868,626	61,479	930,105
	1	道負担金	256,802	31,250	288,052
	1	民生費負担金	138,139	31,250	169,389
	2	道補助金	591,788	30,229	622,017
	2	民生費補助金	17,210	3,076	20,286
	4	農林水産業費補助金	529,844	27,153	556,997

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方交付税	103,802	1 普通交付税	
1 社会福祉費負担金	62,500	1 障害者自立支援給付費等負担金 50,000 2 障害児施設措置費負担金 12,500	
1 総務管理費補助金	50,759	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 378 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 50,381	
2 児童福祉費補助金	△4,086	1 子ども・子育て支援交付金 △117 2 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 △7,400 3 保育士等処遇改善臨時特例交付金 △983 4 出産・子育て応援交付金 4,414	
2 耕地費補助金	2,420	1 農業経営高度化支援事業(中山間地域型)補助金	
2 小学校費補助金	350	1 学校保健特別対策事業費補助金	
3 中学校費補助金	140	1 学校保健特別対策事業費補助金	
1 総務管理費委託金	560	1 十勝岳火山砂防情報センター管理業務委託金	
1 社会福祉費負担金	31,250	1 障害者自立支援給付費等負担金 25,000 2 障害児施設措置費負担金 6,250	
2 児童福祉費補助金	3,076	1 子ども・子育て支援交付金 △117 2 北海道子育て世帯臨時特別給付金 2,090 3 出産・子育て応援交付金 1,103	
1 農業費補助金	26,163	1 農業委員会交付金 62 2 中山間地域等直接支払制度交付金 501 3 地域づくり総合交付金 25,600	
2 耕地費補助金	990	1 次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金	

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
17		寄 附 金	58,560	64,691	123,251
	1	寄 附 金	58,560	64,691	123,251
		1	寄 附 金	58,560	64,691
18		繰 入 金	581,181	△4,920	576,261
	1	繰 入 金	581,181	△4,920	576,261
		1	繰 入 金	581,181	△4,920
19		繰 越 金	269,415	5,505	274,920
	1	繰 越 金	269,415	5,505	274,920
		1	繰 越 金	269,415	5,505
20		諸 収 入	273,296	500	273,796
	5	雑 入	155,444	500	155,944
		4	雑 入	155,441	500
21		町 債	1,185,500	△231,700	953,800
	1	町 債	1,185,500	△231,700	953,800
		3	衛 生 債	285,400	△234,300
	7	教 育 債	41,800	2,600	44,400

(一般会計)

節		説 明
区 分	金 額	
1 寄 附 金	64,691	1 まちづくり寄附金 60,691 2 企業版ふるさと納税寄附金 4,000
1 繰 入 金	△4,920	1 公共施設等整備基金繰入金 △420 2 福祉基金繰入金 △2,500 3 丘のまちびえいまちづくり基金繰入金 △2,000
1 繰 越 金	5,505	1 前年度繰越金
2 雑 入	500	1 障害児通所給付費
2 環境衛生債	△234,300	1 環境衛生債 (1)過疎対策 火葬場建設事業債
1 教育総務債	2,600	1 教育総務債 (1)過疎対策(ソフト分) 学校給食支援事業債

(歳出)

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総務費	1,897,750	32,128	1,929,878	2,938	29,190
		総務管理費	1,838,016	31,865	1,869,881	3,196	28,669
	1	職員給与費	1,143,446	0	1,143,446	道支出金 636	△636
	2	一般管理費	52,138	5,397	57,535		5,397
	5	財産管理費	71,553	7,201	78,754		7,201
	7	地域振興費	195,257	5,800	201,057	寄附金 2,000	3,800
	10	火山情報センター費	9,447	739	10,186	国庫支出金 560	179
	13	諸 費	202,694	12,728	215,422		12,728

(一般会計)

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明
10	需用費		2,032	1 みんなで歩むまちづくり (1)一般管理事業
				5,397
11	役務費		3,365	10 消耗品費(物) 11 通信運搬費(物)
				(2,032) (3,365)
10	需用費		7,201	1 みんなで歩むまちづくり (1)庁舎維持管理事業
				7,201
				10 燃料費(物) 10 光熱水費(物) 10 修繕料(維)
				(1,133) (5,165) (903)
18	負担金補助及び交付金		5,800	1 みんなで歩むまちづくり (1)地域間幹線バス路線運行支援事業
				18 助成金(補)
				5,800 (5,800)
10	需用費		739	1 安全・安心なまちづくり (1)火山情報センター管理運営事業
				739
				10 光熱水費(物)
				(739)
7	報償費		1,276	1 みんなで歩むまちづくり (1)まちづくり寄附管理事業
				12,728
11	役務費		11,452	7 報償(物) 11 通信運搬費(物) 11 手数料(物)
				(1,276) (5,382) (6,070)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
2	徴 税 費	20,418	△693	19,725	△636	△57
1	税務総務費	6,669	△219	6,450	道支出金 △636	417
2	賦課徴収費	13,749	△474	13,275		△474
3	戸籍住民登録費	20,234	378	20,612	378	
1	戸籍住民登録費	20,234	378	20,612	国庫支出金 378	
4	選 挙 費	16,751	578	17,329		578
3	知事道議会議員選挙費	5,116	578	5,694		578

(一般会計)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	△636	1 みんなで歩むまちづくり (1)税務総務管理事業 △219 △636
18 負担金補助及び交付金	417	1 会計年度任用職員報酬 (△636) (2)上川広域滞納整理機構負担金 417 18 負担金 (補) (417)
12 委 託 料	△474	1 みんなで歩むまちづくり △474 (1)路線価付設事業 △276 12 業務委託 (事) (△276) (2)収納システム整備事業 △165 12 整備・事業委託 (物) (△165) (3)軽自動車税システム改修事業 △33 12 業務委託 (物) (△33)
1 報 酬	378	1 みんなで歩むまちづくり 378 (1)住民基本台帳ネットワークシステム管理事業 378 1 会計年度任用職員報酬 (378)
11 役 務 費	578	1 みんなで歩むまちづくり 578 (1)知事道議会議員選挙事業 578 11 広告料 (物) (578)

(単位：千円)

3	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	1,292,852	131,171	1,424,023	90,740	40,431
		社会福祉費	798,202	129,585	927,787	91,250	38,335
	1	社会福祉総務費	264,019	4,239	268,258		4,239
	2	高齢者福祉費	50,560	△194	50,366	繰入金 △2,500	2,306
	3	障害者福祉費	433,317	125,100	558,417	国庫支出金 62,500 道支出金 31,250	31,350
	6	高齢者福祉住宅費	10,409	440	10,849		440

(一般会計)

節		説 明	金額
区 分	金 額		
10	需用費	1 とともに支え合うまちづくり (1)新型コロナ療養支援事業	4,239 1,239
18	負担金補助及び交付金	10 消耗品費 (事) (2)社会福祉施設等物価高騰対策支援事業 18 交付金 (補)	3,000 3,000 (3,000)
18	負担金補助及び交付金	1 とともに支え合うまちづくり (1)介護サービス利用料軽減助成事業 18 助成金 (扶) (2)訪問看護ステーション利用料軽減助成事業 18 助成金 (扶) (3)外国人介護福祉人材育成支援事業 18 負担金 (補)	△194 2,230 (2,230) 76 (76) △2,500 (△2,500)
11	役 務 費	1 とともに支え合うまちづくり (1)障害者福祉管理事業	125,100 60
19	扶 助 費	11 手数料 (物) (2)障害者自立支援給付費 19 扶助費 (3)障害児施設措置費 11 審査支払手数料 19 扶助費	125,000 100,000 (100,000) 25,040 (40) (25,000)
10	需用費	1 とともに支え合うまちづくり (1)高齢者福祉住宅管理運営事業 10 光熱水費 (物)	440 440 (440)

- 82 -

- 81 -

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
2	児童福祉費	494,650	1,586	496,236	△510	2,096
1	児童福祉総務費	255,982	329	256,311	国庫支出金 △3,969 道支出金 3,193	1,105
2	保育所費	178,721	1,152	179,873		1,152
4	子ども支援センター費	10,302	3	10,305	国庫支出金 △117 道支出金 △117 諸収入 500	△263
5	児童館費	7,039	102	7,141		102

(一般会計)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	127	1 とともに支え合うまちづくり 329 (1)子育て世帯生活支援給付金事業 △5,310
3 職員手当等	120	18 交付金(扶) (△5,310) (2)保育士等処遇改善事業 △983
4 共 済 費	19	1 会計年度任用職員報酬 (△151) 3 時間外勤務手当 (△80)
10 需 用 費	56	4 会計年度任用職員共済費 (△25) 10 消耗品費(物) (△44)
18 負担金補助及び交付金	7	18 補助金(補) (△683) (3)出産・子育て応援交付金事業 6,622 1 会計年度任用職員報酬 (278) 3 時間外勤務手当 (200) 4 会計年度任用職員共済費 (44) 10 消耗品費(物) (100) 18 交付金(扶) (6,000)
10 需 用 費	1,152	1 とともに支え合うまちづくり 1,152 (1)どんぐり保育園管理運営事業 1,152 10 燃料費(物) (815) 10 光熱水費(物) (337)
7 報 償 費	△398	1 とともに支え合うまちづくり 3 (1)子育て支援事業 △531
8 旅 費	△178	7 報償(補) (△338) 10 食糧費 (△11) 13 賃借料(物) (△182)
10 需 用 費	△11	(2)発達支援事業 534 7 謝礼(補) (△60) 8 職員旅費 (△178)
12 委 託 料	772	12 業務委託(物) (772)
13 使用料及び賃借料	△182	
10 需 用 費	102	1 とともに支え合うまちづくり 102 (1)児童館管理運営事業 102 10 燃料費(物) (102)

- 84 -

- 83 -

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4		衛生費	1,403,145	△239,412	1,163,733	△234,300	△5,112
	1	保健衛生費	1,119,395	△234,932	884,463	△234,300	△632
	6	環境衛生費	264,841	△234,932	29,909	地方債 △234,300	△632
	2	清掃費	283,750	△4,480	279,270		△4,480
	1	清掃総務費	101,576	△1,116	100,460		△1,116
	3	し尿処理費	106,623	△3,364	103,259		△3,364
6		農林水産業費	874,006	88,862	962,868	79,954	8,908
	1	農業費	536,335	84,190	620,525	76,544	7,646
	1	農業委員会費	13,429	62	13,491	道支出金 62	
	2	農業振興費	478,191	58,528	536,719	国庫支出金 50,381 道支出金 501	7,646
	3	畜産業費	44,583	25,600	70,183	道支出金 25,600	

(一般会計)

節	区分	金額	説明	
			説明	金額
18	負担金補助及び交付金	△234,932	1 安全・安心なまちづくり (1)大雪葬斎組合負担金 18 負担金(補) 18 負担金(事) (2)公衆浴場確保対策補助事業 18 補助金(補)	△234,932 △235,232 (△898) (△234,334) 300 (300)
18	負担金補助及び交付金	△1,116	1 安全・安心なまちづくり (1)大雪清掃組合負担金 18 負担金(補)	△1,116 △1,116 (△1,116)
10	需用費	△3,189	1 安全・安心なまちづくり (1)浄化センター管理運営事業	△3,364 △3,364
15	原材料費	△175	10 燃料費(物) 10 光熱水費(物) 15 原材料費(物)	(△495) (△2,694) (△175)
17	備品購入費	62	1 足腰の強い産業づくり (1)農業委員会運営事業 17 備品購入費(物)	62 62 (62)
18	負担金補助及び交付金	58,528	1 足腰の強い産業づくり (1)中山間地域等直接支払制度交付金事業 18 交付金(事) (2)生産資材物価高騰対策事業 18 補助金(補) (3)施設園芸燃料価格高騰対策事業 18 補助金(補) (4)美瑛小麦乾燥施設整備補助事業 18 補助金(補)	58,528 668 (668) 44,000 (44,000) 10,000 (10,000) 3,860 (3,860)
18	負担金補助及び交付金	25,600	1 足腰の強い産業づくり (1)自給飼料生産安定支援事業 18 補助金(事)	25,600 25,600 (25,600)

- 86 -

- 85 -

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
2	耕地費	236,410	3,410	239,820	3,410	
1	耕地整備費	212,319	3,410	215,729	国庫支出金 2,420 道支出金 990	
3	林業費	101,261	1,262	102,523		1,262
2	町有林管理費	34,219	1,262	35,481		1,262
7	商工費	893,075	14,749	907,824		14,749
1	商工費	611,838	13,235	625,073		13,235
2	商工業振興費	240,112	12,701	252,813	寄附金 2,000 繰入金 △2,000	12,701
3	観光費	295,646	642	296,288		642
6	交流推進費	9,709	△108	9,601		△108

(一般会計)

区 分	金 額	説 明		
		節	明	
18	負担金補助及び交付金	3,410	1 足腰の強い産業づくり (1)道営事業負担金 18 補助金(事)	3,410 3,410 (3,410)
14	工事請負費	1,262	1 足腰の強い産業づくり (1)町有林管理事業 14 維持補修工事(維)	1,262 1,262 (1,262)
10	需用費	101	1 足腰の強い産業づくり (1)電子地域通貨運営事業	12,701 101
18	負担金補助及び交付金	12,600	10 印刷製本費(物) (2)電子地域通貨行政ポイント事業 18 移住定住促進民間賃貸住宅家賃助成事業 (3)自動車運送事業者支援事業 18 交付金(補)	(101) 270 (270) 12,330 (12,330)
10	需用費	632	1 足腰の強い産業づくり (1)観光センター管理運営事業	642 162
13	使用料及び賃借料	10	10 燃料費(物) 10 光熱水費(物) (2)保養センター管理運営事業 10 燃料費(物) 10 光熱水費(物) 13 使用料(物) (3)その他観光施設等管理事業 10 光熱水費(物) (4)青い池管理運営事業 10 光熱水費(物)	(57) (105) 274 (160) (104) (10) 29 (29) 177 (177)
18	負担金補助及び交付金	△108	1 足腰の強い産業づくり (1)交流推進事業 18 補助金(補)	△108 △108 (△108)

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	2	文化スポーツ振興費	281,237	1,514	282,751		1,514
		生涯学習推進費	10,353	21	10,374		21
		町民センター費	18,541	1,493	20,034		1,493
8		土木費	1,544,611	1,934	1,546,545	△420	2,354
	2	道路橋梁費	1,049,211	2,800	1,052,011		2,800
		1	道路維持修繕費	126,320	400	126,720	
	5	交通安全施設費	51,208	2,400	53,608		2,400
	5	住宅費	54,059	△866	53,193	△420	△446
		2	住宅建設費	31,945	△866	31,079	繰入金 △420
9		消防費	364,704	△8,149	356,555		△8,149
	1	消防費	364,704	△8,149	356,555		△8,149
		1	消防費	364,704	△8,149	356,555	

(一般会計)

節		説明	
区分	金額		
18	負担金補助及び交付金	21	1 安全で安心して暮らせるまち (1)各種大会派遣事業 18 補助金(補)
			21 21 (21)
10	需用費	1,493	1 安全で安心して暮らせるまち (1)町民センター管理運営事業 10 光熱水費(物)
			1,493 1,493 (1,493)
10	需用費	400	1 安全・安心なまちづくり (1)道路維持修繕事業 10 光熱水費(物)
			400 400 (400)
10	需用費	2,400	1 安全・安心なまちづくり (1)街路灯管理事業 10 光熱水費(物)
			2,400 2,400 (2,400)
14	工事請負費	△866	1 安全・安心なまちづくり (1)町営一般住宅改修事業 14 改修工事(事) (2)日の出団地解体事業 14 解体工事費 (3)南町団地改修事業 14 改修工事(事)
			△866 △85 (△85) △253 (△253) △528 (△528)
18	負担金補助及び交付金	△8,149	1 安全・安心なまちづくり (1)大雪消防組合負担金 18 負担金(補)
			△8,149 △8,149 (△8,149)

(単位：千円)

10	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	教育費	443,220	30,026	473,246	3,090	26,936
1	教育総務費	242,213	3,669	245,882	2,600	1,069
3	学校給食費	91,385	3,669	95,054	地方債 2,600	1,069
2	小学校費	106,544	14,941	121,485	350	14,591
1	学校管理費	87,972	14,941	102,913	国庫支出金 350	14,591
3	中学校費	58,495	11,349	69,844	140	11,209
1	学校管理費	41,222	11,349	52,571	国庫支出金 140	11,209
4	社会教育費	35,968	67	36,035		67
3	図書館費	23,838	67	23,905		67
12	諸支出金	623,840	60,691	684,531	60,691	
1	普通財産取得費	91,714	60,691	152,405	60,691	
9	丘のまちびえいまちづくり基金費	58,559	60,691	119,250	寄附金 60,691	

(一般会計)

節	区 分	金 額	説 明	
			金額	説明
10 需用費		1,003	1 安全で安心して暮らせるまち	3,669
			(1) 学校給食管理運営事業	3,669
17 備品購入費		46	10 消耗品費 (物)	(296)
			10 燃料費 (物)	(462)
18 負担金補助及び交付金		2,620	10 修繕料 (維)	(245)
			17 備品購入費 (物)	(46)
			18 交付金 (補)	(2,620)
10 需用費		14,211	1 安全で安心して暮らせるまち	14,941
			(1) 小学校施設改修事業	345
14 工事請負費		730	14 改修工事 (事)	(345)
			(2) 小学校管理運営事業	13,896
			10 燃料費 (物)	(4,724)
			10 光熱水費 (物)	(8,787)
			14 整備工事 (事)	(385)
			(3) 学校保健特別対策事業	700
			10 消耗品費 (事)	(700)
10 需用費		10,672	1 安全で安心して暮らせるまち	11,349
			(1) 各中学校施設改修事業	677
14 工事請負費		677	14 工事請負費	(677)
			(2) 中学校管理運営事業	10,392
			10 燃料費 (物)	(1,391)
			10 光熱水費 (物)	(9,001)
			(3) 学校保健特別対策事業	280
			10 消耗品費 (事)	(280)
7 報 償 費		67	1 安全で安心して暮らせるまち	67
			(1) 読書活動応援事業	67
			7 記念品	(67)
24 積 立 金		60,691	1 みんなで歩むまちづくり	60,691
			(1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業	60,691
			24 積立金 (積)	(60,691)

- 92 -

- 91 -

議案第19号

令和4年度 美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第2号）に
ついて

令和4年度美瑛町の白金泉源事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,127千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136,551千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		44	1,127	1,171
	1 繰越金	44	1,127	1,171
歳入合計		135,424	1,127	136,551

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 泉源施設費		130,218	1,127	131,345
	1 泉源管理費	130,218	1,127	131,345
歳出合計		135,424	1,127	136,551

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
4		繰越金	44	1,127	1,171
	1	繰越金	44	1,127	1,171
		1 繰越金	44	1,127	1,171

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	1,127	1 繰越金

(白金泉源事業特別会計)

(歳 出)

2	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			泉源施設費	130,218	1,127	131,345		1,127
			泉源管理費	130,218	1,127	131,345		1,127
			泉源管理費	130,218	1,127	131,345		1,127

(白金泉源事業特別会計)

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明
1	10			
1	報酬	1	1	1 足腰の強い産業づくり (1) 泉源施設施設管理事業
				1,127 1,127
10	需用費		1,126	1 会計年度任用職員報酬 10 光熱水費(物)
				(1) (1,126)

議案第20号

令和4年度 美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
について

令和4年度美瑛町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ313,130千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		1	5,300	5,301
	1 繰越金	1	5,300	5,301
歳入合計		307,830	5,300	313,130

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		167,634	5,300	172,934
	1 下水道管理費	142,124	5,300	147,424
歳出合計		307,830	5,300	313,130

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
5		繰越金	1	5,300	5,301
	1	繰越金	1	5,300	5,301
		1 繰越金	1	5,300	5,301

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	5,300	1 繰越金

(公共下水道事業特別会計)

(歳 出)

(単位：千円)

1	1	1	下水道事業費	167,634	5,300	172,934	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
								5,300
	1		下水道管理費	142,124	5,300	147,424		5,300
		2	終末処理場管理費	93,882	5,300	99,182		5,300

(公共下水道事業特別会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
10	需 用 費	5,300	1 安全・安心なまちづくり
			(1) 終末処理場管理事業
			10 光熱水費 (物)
			(2) コンポストヤード一般管理運営事業
			10 光熱水費 (物)

議案第 2 1 号

令和 4 年度 美瑛町水道事業会計補正予算（第 5 号）について

第 1 条 令和 4 年度美瑛町水道事業会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 4 年度美瑛町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第 1 款 水道事業費用	312, 212 千円	1, 911 千円	314, 123 千円
第 1 項 営業費用	295, 210 千円	1, 911 千円	297, 121 千円

令和 4 年 1 2 月 1 5 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算説明

収 益 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 水道事業費用				312,212	1,911	314,123		
	1. 営業費用			295,210	1,911	297,121		
		1. 原水及び浄水費			43,119	1,911		45,030
			光熱水費			8,177		1,911

議案第 22 号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

旭川市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和 4 年 12 月 15 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と美瑛町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 4 項の規定によりその例によることとされる同条第 1 項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表 3 の（1）のエの表に次のように加える。

新規就農者等の育成	取組の内容	圏域の農業を力強く発展させるため、新規就農者等を育成する。
	甲の役割	旭川市農業センターにおいて、圏域の新規就農者等を対象とした農業研修を行う。
	乙の役割	乙の新規就農者等に対し、甲が開催する農業研修に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該研修の開催に当たり、甲に対し、必要に応じて経費の一部を負担する。

別表 3 の（1）のカの表に次のように加える。

ヒグマ対策 の推進	取組の内容	圏域住民の安全・安心を確保するため、圏域のヒグマ対策を推進する。
	甲の役割	圏域のヒグマ対策を推進するための会議を設置・運営し、住民の安全・安心を確保するために必要な取組を行う。
	乙の役割	圏域のヒグマ対策を推進するための会議に参加し、住民の安全・安心を確保するために必要な取組を行う。
ゼロカーボ ンの推進	取組の内容	圏域の地球温暖化対策の推進を図るため、ゼロカーボンの普及啓発に資する取組を行う。
	甲の役割	圏域におけるゼロカーボンの普及啓発に資する取組を企画・実施する。
	乙の役割	圏域におけるゼロカーボンの普及啓発に資する取組を行う。

別表3の(2)のイの表に次のように加える。

旭川大雪圏 東京事務所 を活用した シティプロ モーション 等の推進	取組の内容	旭川大雪圏東京事務所を拠点として、圏域の魅力を発信するためのシティプロモーションを展開するとともに、府省庁等とのネットワークを構築し、情報収集や要望活動を行う。
	甲の役割	圏域の魅力を発信するためのイベント等を企画・集約し、乙に情報提供を行うとともに、イベント等の実施について、乙と協力して取り組む。 府省庁等とのネットワークを構築し、情報収集や要望活動を行うことにより得た情報や資料を乙と共有する。
	乙の役割	乙の魅力や乙が実施するイベント等に関する情報を甲に提供するとともに、イベント等の実施について、甲と協力して取り組む。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市
旭川市長

上川郡美瑛町本町4丁目6番1号

乙 美瑛町
美瑛町長

議案第23号

町道路線の変更について

道路法第10条第2項の規定に基づき町道路線を下記のとおり変更するため、同条第3項において準用する第8条第2項の規定により、議会の議決を求めらる。

令和4年12月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

認定 番号	路線名	起 終 点		主 な 経由地
		起 点	終 点	
46	美園村山線	(変更前) 美瑛町字美園 瑠辺薬川河川敷地先 道道美馬牛神楽線分 岐	(変更前) 美瑛町字大村村山 字美瑛原野区画外 1087番19地先 村山美田線接合	美園 美田 大村
		(変更後) 同 上	(変更後) 同 上	

(参考資料)

1号橋の架替工事が完了し、起点位置が変更することから町道路線の変更を行うもの。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年12月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

住 所	美瑛町
氏 名	大 谷 隆 男
生年月日	昭和 年 月 日生

報告第1号

専決処分について

令和4年第3回美瑛町議会臨時会において議決（令和4年4月28日議案第15号）された、請負契約の締結についての一部を地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したので報告する。

令和4年12月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

専決処分日 令和4年11月29日

項目	変更前	変更後
工事名	泉源井新設工事その1	同 左
契約金額	88,000,000 円	86,647,000 円
契約先	旭川市4条西2丁目1番12号 大地コンサルタント株式会社 代表取締役社長 千葉 新次	同 左
変更内容		工事数量の確定による減

意見書案第 8 号

物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第 14 条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和 4 年 1 2 月 1 6 日

提出者	議員	大 坪 正 明
賛成者	議員	野 村 祐 司
賛成者	議員	山 本 賢 一

物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書

世界では、新型コロナ終息後の需要回復を見込んだ石油等の価格上昇に加え、ウクライナ情勢によって燃油・肥料・飼料などの生産資材や穀物の相場が急騰しています。また、食料とエネルギーを輸入に依存している我が国においては、急激な円安の進行で様々なモノ・サービス等の価格が上昇しており、農水省における 2022 年 11 月の食品価格動向調査結果によると、食用サラダ油が 2020 年より約 45%、小麦粉が同約 21% 高騰しているなど、国民生活に大きな影響を及ぼしています。

こうした情勢を踏まえ、政府は物価上昇に係る国民や農業者等の負担軽減策を講じていますがコスト高を十分に補填しきれず、経費上昇分が農畜産物の販売価格にも反映されていません。このため、農水省の食料・農業・農村基本法の検証部会では、農産物の適正取引等を定めたフランスの法律など、海外の事例を踏まえて適正な価格形成の実現に向けて議論が進んでおり、国民の理解醸成が重要視されています。

また、長引くコロナ禍による農畜産物の在庫滞留が続いており、価格の低迷や生産資材高騰が農業経営に大きな影響を与えている中、特に酪農においては牛乳乳製品の需要減退による需給緩和が深刻化し、経営環境は日々厳しさを増しています。このため、生産現場では生産抑制に取り組んでいるものの処理不可能乳の発生が懸念されており、一刻も早い需給改善が求められています。

については、食料安全保障の強化に向けて、コスト高に係る農畜産物の適正な

価格形成が可能な環境を整備するとともに、農業者の経営継続に向けた需給改善策等を講じることを要望します。

記

- 1 混迷する世界情勢等に伴い、燃油や肥料、飼料などの生産資材価格が高止まりしているなか、コスト高が農畜産物の取引・販売価格に反映されず、生産現場は営農継続が危機的状況にあることから、流通・販売業者や消費者への理解醸成を図り、経費高騰に係る農畜産物の適正な価格形成が可能な環境を早急に整備すること。
- 2 コロナ禍やウクライナ情勢等で生産資材が高騰し、農業経営が逼迫している中、特に酪農家はかつてないほどの厳しい情勢に晒され存続の危機に瀕していることから、牛乳乳製品等を含めた消費拡大対策を一層強化するなど、営農継続に向けて一刻も早く需給改善策を図るとともに、無利子等の金融対策も併せて講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月16日

美瑛町議会議長 佐藤晴観

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
農林水産大臣 殿

令和4年12月16日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

総務文教常任委員会委員長 大坪正明

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 調査事項 | (1) 総務課の所管に関する事。
(2) まちづくり推進課の所管に関する事。
(3) 税務課の所管に関する事。
(4) 住民生活課の所管に関する事。
(5) 保健福祉課の所管に関する事。
(6) 教育委員会の所管に関する事。
(7) 選挙管理委員会の所管に関する事。
(8) 監査委員の所管に関する事。
(9) 病院事業に関する事。
(10) 総務文教に関する事。
(11) 他の常任委員会に属さない事務 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 令和4年12月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |

令和4年12月16日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

産業経済常任委員会委員長 野村祐司

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 調査事項 | (1) 商工観光交流課の所管に関する事。
(2) 文化スポーツ課の所管に関する事。
(3) 農林課の所管に関する事。
(4) 建設水道課の所管に関する事。
(5) 農業委員会の所管に関する事。
(6) 産業経済に関する事。 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 令和4年12月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |

令和4年12月16日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

議会運営委員会委員長 桑谷 覺

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第3項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条第2項の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 調査事項 | (1) 議会の運営等に関する事項
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等
(3) 議長の諮問に関する事項
(4) 専決処分の委任に関する事項 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 令和4年12月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |

令和4年12月16日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

美瑛町まちづくり事務審査特別委員会

委員長 八木幹男

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第4項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、同条第8項の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- 1 調査事項 美瑛町の自治及び産業振興に関する基本理念、基本方針並びに総合的かつ計画的な町政運営を図るための指針等
- 2 調査目的 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。
- 3 調査方法 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣
- 4 調査期間 令和4年12月定例議会から次期定例議会まで
- 5 委員派遣先 町内・道内・道外